

覚書

法務省管総第258号

運政第202号

平成元年3月27日

法務省 入国管理局長 股野景親

運輸省 運輸政策局長 塩田澄夫

法務省及び運輸省は、第114回国会に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を提出するに当たり、下記のとおり了解する。

記

1 改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「改正法」という。）第6条に定める「乗員」とは、第16条の規定に基づき上陸申請の行われる乗員である。

2 改正法第7条第1項第2号の告示（別表第一の五に係るもの）の制定・改廃に当たり、船員に係るものについては運輸省の意見を尊重して誠意をもって検討する。

3 改正法第7条第1項第2号の法務省令に適合するか否かの判断が不明確な事案については、運用に当たり運輸省の意見を尊重して処分を決定する。

4 今後、外国人船員から、就労を目的とする入国申請が行われ，在留資格を付与して上陸を認めることが適当と判断される場合には、運輸省の意見を尊重して改正法第7条第1項第2号に定める法務省令の改正等を含む所要の措置を講ずるものとする。

5 改正法第7条第3項の「関係行政機関の長」には運輸大臣が含まれる。

6 改正法第13条の2の法務省令の制定・改廃に当たり、運輸省から意見の提示がなされた場合には、当該意見を尊重して省令を制定・改廃する。

7 日本船舶に乗員として就労する外国人（海外貸渡方式、いわゆるマルシップ方式によって就労する外国人船員を除く。）に係る乗員上陸許可制度の運用又は在留資格の付与

の必要が生じた場合、運輸省意見を尊重した上で取扱いを定める。

8 航空機の乗員に係る第16条第1項に規定する乗員上陸の許可の現行の運用は、今回の法改正によって変更はない。

9 改正法第16条第2項第1号、同項第2号及び第7項の法務省令の制定・改廃に当たり、運輸省の意見を尊重して省令を制定・改廃する。

10 改正法第16条第2項第1号に定める外国人船員の数次上陸許可を付与するか否かを判断する際には、当該船員の母国、当該船員の乗り組んでいる船舶の旗国又は同船舶を運航している会社の所在地国の海運慣行等についても十分に考慮する。

11 改正法第16条第2項第2号に規定する「定期に航空機を就航させている運送業者」には、不定期便ではあるが頻繁に本邦の出入国港に航空機を就航させている運送業者が含まれるものとして取り扱う。

12 改正法第16条第2項第2号に規定する「同一の出入国港から出国する」とは、その都度入国した空港と同一の空港から出国するとの意味であり、年間を通じて同一の空港

より出入国する場合に限定するものではない。

13 改正法第16条第2項の運用等に関しては、運輸省から意見の提示がなされた場合には、当該意見を尊重して検討する。

14 改正法第20条の規定による在留資格の変更に当たっては、改正法第7条第1項第2号に定める基準への適合性をも含め判断する。

15 改正法第57条第3項に基づく船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の長の報告義務は、上陸することが予定されていない乗員については不要の取扱いとする。

16 改正法第57条第3項に規定する法務省令の制定・改廃に当たり、運輸省の意見を尊重して制定・改廃する。

17 改正法第59条については、今後、船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担が著しく増大するような場合には、国際情勢等を勘案しながら、法務省において運輸省の意向を尊重しつつ、その船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の軽減措置を講じることについて検討する。

18 改正法第59条第3項の運用に当たっては、運送業者の

責めに帰すべき事由の有無等を配慮する。

19 改正法第61条の9第3項の「関係行政機関の長」には
運輸大臣が含まれる。

20 現在，在留が認められている我が国及び外国の航空運送
事業者が雇用する外国人職員の職種についての法第3章第
1節に規定する上陸のための審査の際の可否判断基準の運
用については，今回の法改正によって変更されるものでは
ない。

21 運輸省所管の大学校は，別表第1に規定する「教授」及
び「留学」の在留資格の下欄における「これに準ずる機関」
に含まれる。